

⇒ 論 説 ⇐

英国会計規制におけるパネルの評価と
今後の展開に関するノート

加 井 久 雄

1. はじめに

財務会計制度の特徴を示すのに、「発生主義」は「取得原価主義」と並んで最もよく用いられる用語である。この「発生主義」は費用と収益の認識の側面から財務会計制度を特徴づけるものであるが、産業革命以降の企業資産に占める固定資産の割合の増大と信用取引の増大から発生主義が必要であるとされる¹。減価償却、貸倒引当金の設定などに見られるように、発生主義による財務諸表の作成には作成者の見積りあるいは判断を必要とする。

財務諸表を作成する義務は経営者にあることから、財務諸表には経営者の判断が反映される。この経営者の判断の重要性は、金融商品会計（特に、金銭債権についての貸倒見積高）、繰延税金資産、退職給付会計、減損会計などに見られるように、増大傾向にある。例えば、退職給付会計に端的に見られるように、アクチュアリーのアドバイスを受けるにしても、最終的には経営者の判断によって退職給付に係る費用および負債の金額が決定される。これらの金額を決定するためには、割引率、退職率、死亡率、昇給率、拠出資産の期待収益率などを見積もる必要がある。つまり、会計処理・表示を行なうための将来予測の必要性が増大しているが、将来予測には判断の余地が多かれ少なかれあることから、財務報告に経営者の判断が与える影響はますます増大している。

したがって、経営者の判断の重要性が増すほど、経営者判断の根拠を財務報告の利用者に提供する必要があり、経営者判断の根拠の開示方法についても基準が必要とされる。また、経営者の判断方法自体にも一定の枠をはめることによって、財務報告の比較可能性を高めることも必要である。

このような広範囲な内容をもつ会計基準の遵守は満たされねばならない前提条件であり、この条件が満たされていないければ、利用者は財務報告を信用して意思決定を行なうことができない。本稿は、会計基準の遵守を監視し、遵守を強制する機関として世界的に特異な存在である Financial Reporting Review Panel（FRRPとも略されるが、以下、パネルとよぶ）について、英国における会計規制フレームの動向を踏まえつつ、どのような評価がなされてきたのかを確認

¹ さらに、今日では、有形資産から無形資産の重要性が指摘されている。

する²。その上で、パネルの今後の役割について検討を加える。

2. 会社法の現代化

財務報告に際して経営者が行使しうる判断の領域が大きいと次のような問題を引き起こす：

- ① 経営者に悪意はないものの、判断に妥当性を欠く；
- ② 不正はないものの、財務諸表の数値を誘導するために、経営者が恣意的に判断をする；
- ③ 不正を隠蔽するために、経営者が恣意的な判断をする。

このようなりスクがあることから、外部監査が行なわれている。エンロン事件をきっかけに外部監査を担う公認会計士あるいは監査法人の企業からの独立性の確保が重要な課題であることを、改めて認識させられた。米国では、相当厳しい内容を伴う規制改革が行なわれたのは周知のとおりである³。

エンロン事件は米国以外の国にも影響を与え、英国も事件を重く受けて止めた。エンロン事件以前に発生していた英国企業の不祥事を受けて、*Cadbury Report* (1992), *Rutteman Report* (1994), *Greenbury Report* (1995), *Hampel Report* (1998), *Combined Code on Corporate Governance* (1998), *Turnbull Report* (1999) といったコーポレート・ガバナンスに関する報告書が英国で公表されている⁴。また、EUにおける会社法の調和化プログラムをきっかけに、英国の競争力を高めるという観点から、1855年の有限責任法 (Limited Liability Act) 制定以来といわれる抜本的な会社法の現代化に1998年から取り組んでいる。

この会社法の改革は、1998年5月に、DTI (Department of Trade and Industry) から政府とは独立の組織である Company Law Review への諮問から始まった。その後、Company Law Review は主なものだけでも、*Strategic Framework* (1999), *Developing the Framework* (2000), *Completing the Structure* (2000), *Final Report* (2001) を報告している⁵。財務報告に係る改革案が検討・提案されているが、パネルを含む FRC 体制の見直しについては、次の段階での仕事と位置づけていた⁶。このため、英国にとって幸運なことに、エンロン・ワールドコム事件後の米国の改革を踏まえた制度改革を行なうことができた。具体的な主な成果としては、Coordinating Group on Audit and Accounting Issues による *Final Report* (2003) および *Review of the Regulatory Regime of the Accountancy Profession* (2003) がある⁷。

1998年に開始した会社法の現代化プロジェクトでは、多くの興味深い論点を取り上げられて

² 本稿では、会計基準を会社法の会計に関する規定を含む意味で利用する。

³ エンロン事件後の米国の対応全般については、八田 (2003) を参照。さらに、Sarbanes & Oxley 法の刑罰規定の厳しさについては、岸田発言 (特別座談会 (2003), 136頁) を参照。

⁴ これらの報告書の内容を簡潔にまとめたものとして、CGAA, *Final Report*, p.40を参照。

⁵ これらの資料はすべて DTI のホームページ (<http://www.dti.gov.uk/cld/review.htm>) から入手可能である。

⁶ Company Law Review Steering Group, *Modern Company Law For a Competitive Economy Developing the Framework*, 5.41 を参照。

⁷ これらの資料も DTI のホームページ (http://www.dti.gov.uk/cld/post_enron.htm) から入手可能である。

いるが、ここではサンクションについて簡単に触れておく。サンクションには、刑罰、民事賠償などの法的サンクションとそれ以外の社会的サンクションが考えられ、サンクションを厳しくするほど、法令遵守の程度を高めることができる。しかし、財務報告には経営者の判断が大きくかかわっており、厳しいサンクションは経営者に適切な判断よりも無難な判断を誘導する可能性がある。これでは財務報告の目的を達成できずに逆効果になる。このように、単にサンクションを厳しくすれば良いわけではなく、適切なサンクションの組み合わせを模索する必要がある⁸。

3. パネルと True and Fair View 規定

英国会計における最高の会計規範は、True & Fair View (以下、TFV) である。このTFVを示すのに必要ならば、企業は会計基準から離脱した会計処理・表示を行なうことが求められている。田中 (1983, 43頁) によれば、TFVの役割は次のとおりである：

- ① 最高規範を示す役割；
- ② 会社法の不備を埋める一般原則としての役割；
- ③ 個々の規定の適否を判断する規準としての役割。

EC指令の国内法化により、会社法自体の会計規定が充実したことと、1989年会社法により、会計基準に法的な支持が与えられたことにより、②の役割は極めて小さいといえよう⁹。このため、具体的なTFVの役割としては③ということになる。

英国に特有の規定がTFVに関する規定であるのに対し、会計規制機関の国際比較の観点から、英国に特有の機関がパネルである。

パネルはDearing Reportの勧告を受けて、1991年に創設された機関であり、Financial Reporting Council (以下、FRC) の下部組織である。パネルは公開企業と大規模私企業の財務諸表が会計基準を遵守して作成されているかを検討し、違反している場合には、当該企業に財務諸表の修正を求め、企業が修正に応じない場合は、裁判所に修正命令を求めることができる。これまでのところ、裁判に至った事件はない。パネルが調査した案件のうち、実際に企業に修正を求めて解決したものについては、パネルはpress noticeを公表する¹⁰。Fearnley et al (2000)はこのパネルに関する最も包括的な研究成果である。主要な結果を紹介しよう。

Fearnley et al (2000) はその当時利用可能であった54のpress noticeを分析し、全部で83の問題が取り上げられたとしている。それらの問題の性質を評価するために、次の6つのカテゴリーを設けた¹¹：

⁸ 詳しくは、Company Law Review Steering Groupから公表された*Completing the Structure*, Chapter 13および*Final Report*, Chapter 15を参照。

⁹ 田中 (1983), 43-4頁を参照。

¹⁰ 詳しくは、パネルのホームページ (<http://www.frc.org.uk/frfp/>) を参照。

¹¹ Fearnley et al (2000), pp.24-5から引用。

1. 認識 (Recognition)-グループ (group) はグループ・エンティティの境界とグループ計算書に含められるべき項目の性質に関係がある (例えば, ある会社は子会社もしくは準子会社 (quasi-subsidiary) であることを理由にグループ計算書に含めるか?)。
2. 認識 (Recognition)-要素 (element) はある要素 (例えば, 資産または負債) の勘定での認識と実質に応じた諸要素への取引の配分 (例えば, マーケティングコストは資本化するべきか, それとも, 費用として処理するべきか?) に関係がある。
3. 測定 (Measurement) は勘定のある要素に付すべき価値に関係がある (例えば, 買収の対価は会計基準にしたがって適切に計算されているか?)。
4. 省略 (Omission) とは財務諸表に情報を含めることができていることをいう (例えば, キャッシュ・フロー計算書を含んでいない)。
5. 分類 (Classification) とは財務諸表のある特定の要素内に諸項目を分類することをいう (例えば, レンタル目的の資産は固定資産それとも流動資産に分類するべきか?)。
6. 開示 (Disclosure) とは財務諸表に直接には影響を与えない財務諸表の情報内容上の欠陥をいう。

このようなカテゴリーを設け, さらに, 期間を前半 (1992年から1995年) と後半 (1996年から2000年6月) に分けた上で, press notice で触れられた問題を次図のように要約している。

表 1 パネルが取り上げた問題の要約

カテゴリー	press notices 全て		1992年から 1995年の press notices		1996年以降の press notices	
	No.	%	No.	%	No.	%
認識-グループ	4	4.82	3	6.25	1	2.86
認識-要素	6	7.23	1	2.09	5	14.28
要素の定義と測定 (注1)	1	1.20	0	0.00	1	2.86
測定	12	14.46	9	18.75	3	8.57
省略	4	4.82	4	8.33	0	0.00
分類	21	25.30	13	27.08	8	22.86
開示	35	42.17	18	37.50	17	48.57
合計	83	100.00	48	100.00	35	100.00

注1-このカテゴリーは要素の定義と測定の両方に関係する。

注2-ひとつの press notice が複数の問題を取り上げている場合がある。

出所: Fearnley et al (2000), p.37, Table 4.1.

開示が、前半期の37.50%から後半期には48.57%と増加傾向にある。このことから、パネルは些細な問題を取り上げており、より重要な問題を取り上げるべき、という批判がなされている¹²。この批判にパネルは反論し、重要な問題があるならば告発があるはずで、パネルは重要な問題を取り上げていると主張している¹³。

ここで「より重要な問題」というのは、認識、測定、重要性などの問題であるが、これらの問題は、企業とその監査人以外の者が問題であることを知覚するのが難しいだろう。パネルは告発を受け付けるが、告発がない場合に、「より重要な問題」の知覚をパネルに求めるのは過大な期待である。財務諸表の作成における予測の重要性が増大し、さらに、TFV規定によって、経営者の判断が財務報告に与える影響は大きい。経営者の判断の妥当性を判断するには、経営者と同程度の情報を持つ必要があるだろう。実際、独立性を損なう危険性があるにも係らず、コンサルティング業務を通じてクライアントを理解することになり、引いては、有効な監査につながる、という主張がある。また、わが国においてローテーションの期間についても、有効な監査を行なうためには、学習期間が必要であり、短期間のローテーションでは有効な監査を実行することができない、という主張がなされている¹⁴。

Fearnley et al (2000) は、TFVに係る問題として、Trafalgar House (press notice dateは1992年10月15日)とPentos (press notice dateは1994年2月11日)を指摘している¹⁵。これら以降、TFVに係るpress noticeがないが、この理解の仕方としては三つあるだろう。第一は、TFVの重要性が主張されているものの、実際には機能していないので、問題にならない、という理解である。第二は、TFVは利用されているが、経営判断に踏み込む必要のある問題をパネルが避けるようになった、という理解である。第三は、TFV規定を忠実に遵守して個別の会計基準から離脱をするとパネルによる摘発を受けることから、会社が離脱を行なわなくなった、という理解である。

第一の解釈の妥当性は大きな論点であり、本稿では触れない。第二の解釈が妥当としたら、これも問題かもしれないが、パネルの人的・資金的な制約を考えるとTFVに係る問題を避けて、より明確な会計基準違反問題をパネルが取り上げるのは、一つの合理的な行動といえよう。

本来離脱が必要なのにも係らず、パネルの摘発を恐れて離脱が行なわれないのであれば、これも問題である。英国会計の良き伝統を減退させることになる。この点に関し、Fearnley et al (2000, pp.44-5)はテクニカル・パートナーへのインタビューを紹介している。このテクニカル・パートナーは、単に個別の規則を遵守すればTFVを示すわけではなく、TFVを示しているかどうかを常に考えているという。そして、アメリカの会計規制フレームを規定の集合体とし

¹² Fearnley et al (2000), pp.25-6を参照。

¹³ 例えば、FRC (2002), *Annual Review*, p.59を参照。

¹⁴ 奥山発言 (特別座談会 (2003), 142頁)。

¹⁵ 実際には、財務報告上の問題が、個別の会計規定の解釈の問題なのか、重要性の判断の問題なのか、それとも、TFV規定による離脱に関する問題なのかを判断するのは難しいであろう。

でのGAAPを遵守していればTFVを示したことになるシステムであるとし、英国とは異なるものとしている¹⁶。その上で、パネルの活動は、英国の会計規制フレームワークをアメリカ的な規制フレームワークに誘導する可能性があるかと懸念を表明している。

このように、パネルの摘発事例からはTFVの役割の三つ目、つまり、個々の規定の適否を判断する規準としての役割を期待する声があるものの、実際の機能面ではその有効性に疑問が残る。

4. パネルの影響

先にみたように、パネルに対して、批判・懸念があるものの、英国の会社法の現代化プロジェクトの一連の文書では、press noticeの数などの明示的な数量データだけでなく、抑止効果も考慮すべきとし、パネルを高く評価している。この評価は妥当であろうか。Fearnley et al (2000)のChapter 5で、パネルが財務報告の質に与える影響について次のような検討を行なっている：

- ① press noticeで取り上げられた会社への影響
 - i 証券市場の反応
 - ii マスコミの反応
 - iii コスト
- ② press noticeが他の会社の会計方針に与えた影響
- ③ 監査人への影響
 - i 監査法人への影響
 - ii 監査人からクライアントへの影響
 - iii 会計規制の解釈へのパネルの影響についての見解

順次、これらの内容を紹介し、若干の検討を加える。

4.1. press noticeで取り上げられた会社への影響

証券市場の反応

Hines, McBride and Page (1999)による証券価格を利用した研究では、press noticeの公表によって証券価格に有意な変化は見られなかった。問題のある財務報告が行なわれてから、press noticeが公表されるまでパネルは時間を掛けすぎている、という批判がある¹⁷。したがって、press noticeの公表が証券価格に影響を与えていないとしても、パネルの活動が調査対象企業の

¹⁶ 単なる心証を超えて、厳密に英国と米国の間には相違があるのかについては論争がある。例えば、Alexander & Archer (2000)とNobes (2003)を参照。

¹⁷ Fearnley et al (2000), pp.30-5を参照。同書によると、平均で306.1日、メディアンで322日の日数が財務報告の公表からpress noticeの公表まで掛かっている。この点については、調査の対象となった企業がpress noticeの公表による自社への影響を最小限にするために意図的に調査に時間を掛けさせていると考えることもできる。

証券価格に影響を与えていないことを意味しないので、この研究結果は限定的な意味しか持たないことに留意する必要がある。

マスコミの反応

会計基準の違反を減らすためには、違反事例を周知することが重要である。周知をはかる手段としては、press noticeの公表があるが、マスコミによる報道（パブリシティ）がより効果的である。しかし、パネルの創設当初こそパブリシティがあったものの、press noticeを公表してもほとんどパブリシティがないのが現状である¹⁸。

コスト

パネルの調査対象となった企業は、役員以下、パネルへの対応に時間を含む意味での膨大なコストを負担することになる¹⁹。パネルへの対応には、監査人と弁護士への相談を要し、これらプロフェッションに対するコンサルティング費用も重い負担となる。

4.2. press notice が他の会社の会計方針に与えた影響

Fearnley et al (2000, pp.55-9) は三つのpress noticeを取り上げ、それぞれのpress noticeで取り上げられた会社と同一の産業に属する合計で39社の会計方針の変更について調査した。調査対象企業39社のうち、関連するpress noticeの公表後一年以内に会計方針を変更した企業は3社であった。彼らは、press noticeに弱いながらも抑止力があると結論づけている。

しかし、この結果の解釈も慎重に行なう必要がある。press noticeが公表されても、press noticeで違反と判断された処理を行っていない企業は会計方針を変更する必要がない。単にpress noticeで摘発された企業と同一の産業に属する企業を調査対象とするのではなく、パネルの見解に反する処理をしている企業がpress noticeの公表後に会計方針を変更したかどうかを検討する必要がある。パネルに反する処理をしていた企業が3社でそのすべてが会計方針を変更したのであれば、パネルの抑止力は大きいと判断するべきであろうし、違反している企業数に比べて会計方針を変更した企業数が少なければ、パネルの抑止力は小さいと判断せざるをえないだろう。

Fearnley et al (2000, p.60) はJupe & Rutherford (1997) に言及している。Jupe & Rutherford (1997) はキャッシュ・フロー計算書に関するFRS 1の遵守状況を調査した。それによると、FRS 1が定めるキャッシュ・フロー計算書の様式からの多くの重要な逸脱が観測された²⁰。

1993年9月24日付けのpress noticeでキャッシュ・フロー計算書の分類が問題として取り上げられるなど、パネルも一定の対応を取ったものの、FRS 1の適用初期の違反を防止することが

¹⁸ Fearnley et al (2000), pp.50-4を参照。

¹⁹ Fearnley et al (2000), p.54を参照。

²⁰ しかも、監査報告での言及もない。

できなかつたといえるかもしれない。しかし、この結果の解釈にも注意が必要である。なぜならば、適用初期であったために、基準書の理解が企業・監査人に十分に理解されていなかったと考えられ、必ずしもパネルの抑止力がなかったということにはならない。しかも、この時期はパネルの創立後間もない時期でもある。

4.3. 監査人への影響

パネルは監査人に対する直接的な権限はもっていない。しかし、パネルは監査法人に次の二つの意味で影響を与える。

一つは、パネルの存在によって監査法人のクライアントに対する交渉力が増大する。これは、問題のある会計処理・表示の変更を監査法人がクライアントに求める際、修正に応じなければパネルによる調査を受け、多大なコストを負担することになるとしてクライアントを説得する武器になる。

二つ目は、評判・名声を保持するために、クライアントに対して毅然とした態度で望む必要性が増す。パネルが存在しない場合を考えてみる。もしも、監査人がクライアントとの関係が悪化して、クライアントが監査人を変更する、あるいは、マネジメント・コンサルティング契約を打ち切ると、監査人自体の経営状態が悪化する。このため、監査人がクライアントの主張に安易に妥協する危険性がある。

では、パネルが存在する現状を前提としよう。監査人が適性意見を表明した財務報告がパネルの調査を受け、最終的に企業が財務報告を修正したとしよう。この企業の監査人の評判・名声は傷つく。そうすると、パネルの調査対象となったクライアントだけでなく、他のクライアントもこの監査人は失うことになりかねない。したがって、評判・名声を保持するために、監査人がクライアントに対して毅然とした態度で望むと予想される。

どちらの意味でも、特に *press notice* で指摘された問題については、監査人のクライアントに対する立場を強くするだろう。では、Fearnley et al (2000, pp.60-7) を見てみよう。

監査法人への影響

Fearnley et al (2000) は企業の財務担当役員と監査法人のテクニカル・パートナーへのインタビュー結果を引用している。どちらも、パネルによってクライアントに対する監査法人の交渉力が増したとしている。さらに、パネルによって監査人は直接の統制を受けないものの、専門会計団体からの統制を受けることから、監査人はクライアントがパネルの調査を受けないように動機付けされているという。

また、2000年6月までに54の *press notice* が公表されたが、このうち、当時の Big 5 が関与したのは32.5件²¹ (60.2%) であり、24の監査法人が関与していた。このうち、13件で監査人の変

²¹ 一件が合同監査であったため。

更があり、press noticeの公表が比較的高い頻度で監査人の変更をもたらしたことがわかる。その内訳は、次のとおりである。

表2 press noticeによる監査人の変更

監査人の変更	press noticeの件数
Big 5からその他の監査法人への変更	5件
その他の監査法人からBig 5への変更	8件

出所：Fearnley et al (2000), p.60より作成。

もちろん、インタビューによる証拠を一般化するのは危険である。Fearnley et al (2000) は比較的広範囲に渡るアンケート調査を実施し、その結果を報告している。次にその結果を紹介し、検討を加えよう。

監査人からクライアントへの影響

Fearnley et al (2000) はFRFPの調査対象企業となるクライアントを有する監査法人に、クライアントとの関係にパネルの影響があるかを問う質問表を送付した。154通の質問表を送付したが、有効回答は64通であった。Big 5全てから回答を得ている。監査法人の規模を無視した総計でみると、パネルがクライアントとの関係に影響を与えたとする回答数は軽微である。

しかし、Fearnley et al (2000) は監査法人の規模別の内訳も示しているため、これも紹介する。有効回答のあった監査法人を規模の大きい順に、“Big 5”、“Group A”、“National Audit”、“Regional Audit”、“Local”とグループ化している。Big 5はパネルの影響が大きいことを意味する回答をしているのに対し、Regional AuditとLocalに属する監査法人のほとんどがパネルの影響を認めていない。Group AとNational Auditはこれらの中庸である。つまり、監査法人の規模が大きいほど、パネルの影響が大きいと認識しているのである。

会計規制の解釈へのパネルの影響についての見解

上で見たように、監査法人の規模が大きいほど、パネルによってクライアントに対する交渉力が増したと認識されている。しかしながら、Fearnley et al (2000) は次のような内容の懸念を紹介している：

- ① 会計プロフェッションの権威がパネルによって奪われる；
- ② 英国の規制フレームワークがより記述的な方向に進む；
- ③ 企業は問題のありそうな事柄を開示するのではなく、隠そうとする。

英国においては、会計プロフェッションによる自主規制を尊重してきた。大陸法諸国や米国と比べて会計基準が記述的でなく、不明瞭であることは、TFVを示す上でむしろ利点と考えら

れ、英国の会計プロフェッションの自信を示すものであった。しかし、パネルを含むFRC体制が粉飾決算の抑制、取引の高度化・複雑化、EU域内での会計基準の統一化などを背景にして誕生・拡充していることを考えれば、上記の懸念のうち、①と②はパネルが直接原因というよりは、パネルが生み出された背景からすれば当然の帰結であろう。また、①に関しては、一般に言われることと、その内実を分けて考える必要がある。この意味で次の田中（1990、47頁）の主張は参考になる。

イギリスの会計実務に対する規制機関は、形式的にはプライベート・セクターであるが、その実態は政府のエージェントに近い存在である。政府の意向を無視すれば法の規制が加えられ、専門家集団としての威信やプライドに傷が付きかねない。彼らは結局、政府の意向の枠内でしか行動できないのである。

さらに、③に関しては、内部統制と監査委員会を中心とするコーポレート・ガバナンスの有効性と併せて議論すべき課題である。コーポレート・ガバナンスについては、Combined Code on Corporate Governanceが2003年7月に公表された。同年11月からは、このコードが「国内の証券取引所に上場している企業が準拠すべき『上場規則』(Listing Rules)に付随し、同規則第12章「財務情報」パラグラフ12.43Aにより、その遵守が事実上求められている」(日本会計研究学会特別委員会(2003)、27頁)。

4.4. 小 括

本節では、Fearnley et al (2000) の調査結果を紹介するとともに、その検討を行なった。パネルは経済的影響が大きさを勘案し、比較的規模の大きい企業の調査を行なっている。これらの企業の監査人のほとんどはBig 5（現在はBig 4）である。パネルによる調査が企業に与える間接的なコストの大きさには検討の余地が大きいものの、企業に多大な直接的なコストを負わせていることが明らかになった。このため、パネルの調査を受ける可能性が高い大規模な企業とそれらをクライアントとするBig 5（現在はBig 4）にとっては、パネルの影響が大きいといえる。しかし、相対的に規模の小さい会社およびその監査人である中小規模の監査法人にとってはパネルの影響は軽微であるといえよう。

5. 消極的活動から積極的活動へ

英国では、エンロン事件・ワールドコム事件を受けて会計規制フレームワークについての諮問を、Co-Ordinating Group On Audit And Accounting Issues (CGAA) がDTI大臣と大蔵大臣(the Chancellor of the Exchequer) から受けた。その後、2002年7月に中間報告書を、そして、2003年1月に最終報告書をDTI大臣と大蔵大臣に提出している。

CGAA の中間報告書と最終報告書の内容は多岐に渡るが、本節では、パネルの活動姿勢にかかわる点を紹介する。

パネルは基本的に第三者からの告発および新聞報道に基づいて調査を開始する消極的 (reactive) 活動を行なう機関である。この点に関し、中間報告書はより積極的活動 (pro-activity) を行なう必要があるとし、パネルに検討を要請した。中間報告書 (段落6.9) は、米国の SEC ほどではないが、パネル自らが問題のある財務報告を発見することを期待している。この要請に対して、積極的な活動に転換することで過大な期待 (すべての違反をパネルが摘発できるという期待) がパネルに寄せられることを懸念しつつも、パネルは提案を基本的に受け入れるとしている²²。SEC のように活動するには財政的な制約があることから、Financial Services Authority (FSA) などと連携しつつ、リスク評価に基づくサンプリング調査によって違反の摘発を行なうとしている²³。また、税務当局である Inland Revenue からパネルへの情報提供が可能になるように、検討が行なわれている²⁴。

この消極姿勢から積極姿勢への転換と共に、パネルの調査対象が拡大している。これまでパネルは年次財務諸表だけを調査対象としているが、CGAA の勧告では、中間財務報告、取締役の報告書、OFR (Operating and Financial Reviews) などの開示が要求されている全ての財務情報が調査対象となる。

会計基準違反摘発に関し、消極的な活動を行なう機関としてのパネルは、Big 4 のクライアントに対して抑止力を発揮してきたと評価してもよいだろう。しかし、積極的な違反摘発・会計基準の強制機関として、OFR のような質的情報の調査を含む拡大した社会からの付託に応えられるのかは別途考慮すべき課題である。さらに、懸念が表明されているように、パネルの機能拡大が英国の財務報告の良き伝統とされる TFV の形骸化を促進するのかも検証すべき課題である。

6. おわりに — パネルの今後を検討するための視点 —

パネルの改革の妥当性を判断するには、パネルの活動を今後も観察するのが必要であることはいうまでもないが、大きく分けて二つの観点からの研究が有用であろう。一つは、規制フレームワーク全体の中でのパネルの位置づけの研究である。二つ目は、国際比較研究である。

一つ目の研究視点については、財務報告からビジネス・レポーティングへという大きな流れの中で²⁵、パネルは企業の外部報告の信頼性を確保するための大きな仕組みの一部であることを忘れてはいけない。規制フレームワークに係る様々な組織・機能の相互作用の中で、パネルを

²² FRC (2002), *Annual Review*, pp.61-3 を参照。

²³ FRC (2003), *Annual Review*, pp.55-6 を参照。

²⁴ FRC (2003), *Annual Review*, p.22 を参照。

²⁵ 古庄 (2001) を参照。

評価する必要がある。特に注目すべき点は、Review of the Regulatory Regime of the Accountancy Professionによる2003年1月の報告書を受けて、FRCの役割が増大している点である。新しいFRC体制では、従来のASBとパネル(FRRP)に加えて、Professional Oversight Board for Accountancy (POBA), Auditing Practices Board (APB), Accountancy Investigation and Discipline Board (AIDB)が新たにFRCの下部組織として設置された。規制フレームワーク全体はともかく、少なくとも、新たなFRC体制全体の相互作用の中で、強制機関としてのパネルの役割を検討するべきである。

英国では規制改革にあたり、詳細な規定ではなく原則を重視する、ということが強調されている²⁶。詳細な規定か、それとも、原則か、という二者択一が本質的な論点ではない。詳細な規定による弊害が米国会計に対して指摘されているが、他国に先駆けて包括的な概念書を生み出したのは米国であることを忘れてはいけない。投資家に比較可能な財務報告を提供するためには、概念書(原則)だけでなく、詳細な規則・ガイドラインが必要なのである²⁷。

EUは2005年に国際会計基準を採用する予定である。そのため、パネルは上場企業の連結財務報告について国際会計基準の強制を担うことになる。詳細な規定による弊害が指摘される米国の基準設定機関であるFASBとIASBは2002年に会計基準を収斂させることに合意している。そうすると、米国の規制フレームワークのように詳細な規定を設ける方向にIASBが進む場合に、英国の会計制度はどのように対応するのであろうか？強制機関であるパネルの役割を考える際、米国の会計規制に関する研究成果を利用することで有意義な示唆を得ることができるだろう。

第二の視点は、国際比較である。すでに米国の会計規制研究を参考にすべきであることは述べた。国際会計において比較的似ているとされるオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、カナダの制度との比較研究も有用であろう。

さらに、英国のパネルはEUおよびその加盟国(特に、ドイツとスウェーデン)から注目されている²⁸。特に、法規制アプローチに関し、英国と対極に位置するといわれるドイツにおいて、EC第4指令によるTFVの国内法化の展開と共に、どのような形式と内実をもってパネルが制度上位置づけられるのか、興味深い。

最後に、わが国では、平成16年4月に金融庁に「公認会計士・監査審査会」(以下、監査審査会)が設置された。監査審査会は、平成15年5月に改正された公認会計士法を受けて、公認会計士審査会を改組・拡充した金融庁の下部組織である。監査審査会は日本公認会計士協会による「品質管理レビュー」のモニタリングを行い、モニタリングの実効性の確保のために、日本公認会計士協会、監査法人、被監査会社等に対して立入検査を行なうことができ、不適切な行為を発見した場合には金融庁長官に懲戒処分を勧告できる。従来は、懲戒処分を前提とした場

²⁶ 例えば、CGAA, *Final Report*, p.56を参照。

²⁷ Schipper (2003) を参考にした。

²⁸ FRC (2003), *Annual Review*, p.57を参照。

合に限って調査権が認められていたが、懲戒処分を前提としなくても、監査法人に報告を求めて業務改善を指示し、立入検査が可能となった。常勤の会長1名と9名の委員、約40人の職員で構成されている²⁹。

証券取引等監視委員会は有価証券報告書等の虚偽記載の検査・調査を行なっているが、強制機能として十分であるのかを検討する必要がある。米国SECの研究と共に、英国、ドイツ、EUなどにおけるパネルに関する研究はわが国における会計基準の強制に多大な示唆を与えるであろう。

参考文献

- 田中 弘 (1983)「イギリスにおける会計規則と『真実かつ公正な概観』」『会計』第123巻第3号, 30-46頁。
- 田中 弘 (1990)「イギリスにおける基準設定機構の改革 — CCAB—ASC体制の崩壊と法規制主義の台頭—」『会計』第138巻第6号, 44-59頁。
- 特別座談会 (2003)「米国『企業改革法』の実態とわが国への影響」『企業会計』第55巻第1号, 129-149頁。
- 日本会計研究学会特別委員会報告 (2003)『外部監査とコーポレート・ガバナンス』日本会計研究学会。
- 八田進二 (2003)「『会計不信』払拭に向けた企業会計の新たな枠組みの検討」『会計』第163巻第4号, 54-71頁。
- 古庄 修 (2001)「英国におけるビジネス・リポーティングの展開」『会計』第160巻第3号, 42-55頁。
- Alexander, David and Simon Archer. 2000. On the Myth of “Anglo-Saxon” Financial Accounting. *International Journal of Accounting*, 35(4), 539-557.
- Company Law Review Steering Group. 2000. *Modern Company Law for a Competitive Economy: Developing the Framework*. (Downloadable from <http://www.dti.gov.uk/cld/review.htm>)
- Company Law Review Steering Group. 2000. *Modern Company Law for a Competitive Economy: Completing the Structure*. (Downloadable from <http://www.dti.gov.uk/cld/review.htm>)
- Company Law Review Steering Group. 2001. *Modern Company Law for a Competitive Economy: Final Report*. (Downloadable from <http://www.dti.gov.uk/cld/review.htm>)
- Co-Ordinating Group on Audit and Accounting Issues (CGAA). 2003. Final Report. (Downloadable from http://www.dti.gov.uk/cld/post_enron.htm)
- Financial Reporting Council. 2002. *Annual Review*.
- Financial Reporting Council. 2003. *Annual Review*. (Downloadable from <http://www.frc.org.uk/>)
- Fearnley, Stella, Tony Hines, Karen McBride, Richard Brandt. 2000. *A peculiarly British institution. The Institute of Chartered Accountants in England and Wales*.
- Hines, Tony, Karen McBride, and Michael Page. 1999. An investigation into the stock market reaction to press notices issued by the Financial Reporting Review Panel. *Journal of Applied Accounting Research*, 5, 54-83.

²⁹ 公認会計士・監査審査会のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaaoib/index.html>) を参照。

- Jupe, Robert E., and Brian A. Rutherford. 1997. Watchdogs or Straw Dogs? A Critical Appraisal of the UK Regulatory Framework with Respect to (Non-) Compliance with Financial Reporting Standard No.1. *International Journal of Auditing*, 1(3), 205-223.
- Nobes, Christopher. 2003. On the myth of "Anglo-Saxon" financial accounting: a comment. *International Journal of Accounting*, 38, 95-104.
- Schipper, Katherine. 2003. Principles-Based Accounting Standards. *Accounting Horizons*, 17(1), 61-72.